

令和8年度「企業等からの一次相談窓口」ホームページ開設等業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、新たに設置する「企業等からの一次相談窓口」ホームページの開設業務等の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

「企業等からの一次相談窓口」ホームページ開設等業務

(2) 業務の内容

「企業等からの一次相談窓口」ホームページ開設等業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

(3) 予定価格

2,110,000円(消費税および地方消費税を含む)

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年10月1日(木)まで

3 参加資格

本業務は、県から委託を受けて実施することから、次の事項を有することを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類:「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

4 説明会の開催

開催しない

## 5 企画提案書等に関する質問および回答

### (1) 質問受付期限

令和8年6月8日(月) 午前 11 時まで

### (2) 質問方法

別添(様式2)質問票により11に示す場所へのFAXまたはメールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず11に示す問い合わせ先まで電話で連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

各事業者からの質問に対する回答は、令和8年6月12日(金)を目途に、一般社団法人滋賀県農業会議(以下「当会議」という。)ホームページ(<https://shiganou.or.jp/>)に掲載する。

## 6 企画提案書等の提出書類

### (1) 提出期限

令和8年6月17日(水)午後5時(必着)

### (2) 提出方法

持参または郵送のいずれかとする。

#### ア 持参の場合

土日・祝日を除く、9:00~17:00 までとする

#### イ 郵送の場合

簡易書留郵便によることとし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること

### (3) 提出先

一般社団法人 滋賀県農業会議

〒520-0807 大津市松本一丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター2階

電話:077-523-2439 FAX:077-524-0245

メールアドレス:shiganou@nca.or.jp

### (4) 提出書類

次のア~エの書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

ただし、1者につき1提案とする。

#### ア プロポーザル応募申込書

別添(様式1)により提出すること。

#### イ 業務全体の企画提案書

(ア) 企画提案書の形式は、A4 サイズ(縦書き、横書きは不問)とする。

(イ) 企画提案書の頁数は、10 頁以内(表紙は含まない)とすること。

(ウ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。また、仕様書に記載の条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。

- (イ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。
  - a 企画内容の骨子(以下の内容を盛り込むこと)  
サイトマップの全体階層案等
  - b 具体的な内容(以下の内容を盛り込むこと)
    - (a) 仕様書4(1)にかかること
    - (b) 仕様書4(2)にかかること
    - (c) その他業務全体を通して工夫する点(任意)
  - c 事業実施スケジュール
  - d 業務執行体制
  - e 類似事業の取組実績(ある場合のみ記載)

ウ 経費概算見積価格書

消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

エ 社会政策推進関係資料(該当する場合のみ提出)

- (ア) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証明するものの写し
- (イ) 高年齢者雇用確保措置を講じている場合は、労使協定の締結または労働基準監督署への届出をしている就業規則の該当箇所の写し
- (ウ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
- (エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書(任意様式)
- (オ) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証書の写し
- (カ) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、それを証明するものの写し
  - a 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証
  - b 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
  - c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
  - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

※ イおよびウの提出部数は、正本1部、副本5部とする

※ 正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

## 7 委託事業者の選定

### (1) 選定方法

提出のあった企画提案書等について、資格書類審査およびプレゼンテーション審査において、当会議が設定した基準に基づいて公正かつ厳正に審査会を実施し、契約予定者を1者選定する。

#### ア 資格書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、6に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会の参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が5事業者を超える場合は、当会議の審査員2名によりプレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に5事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

#### イ プレゼンテーション審査

審査委員は2名とし、下表の①～⑤の項目について、「5・3・1」の絶対評価で評価する(5:優れている、3:良い、1:可)。①～⑥の項目は、下表重みづけを乗じて点数をつける。次表の⑥については、10点を満点とし、次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。なお、算定した評価点に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

予定価格の 80%未満	……………	評価点の満点
予定価格の 80%以上 85%未満	……………	評価点の満点の 80%の点
予定価格の 85%以上 90%未満	……………	評価点の満点の 60%の点
予定価格の 90%以上 95%未満	……………	評価点の満点の 40%の点
予定価格の 95%以上	……………	評価点の満点の 10%の点

次表の⑦～⑬審査項目については、認定・実施によって配点の点数を計上する。

審査委員の採点および上記加点分を集計し、総合得点が最も高かった事業者を契約予定者として選定する。

なお、プレゼンテーション審査は、令和8年6月23日(火)を予定している。プレゼンテーション審査の時間、場所等は、該当事業者に別途通知する。

審査項目および評価点は、下表のとおり。

審査項目	審査内容	重みづけ	配点
企画内容	① 提案内容が事業目的と合致しているか	×4	20
	② 企画内容や手法等が優れているか	×4	20
	③ ホームページのアクセス数の増加につながるよう工夫されているか	×4	20
実現可能性	④ 全体のスケジュールや実施体制が無理のない具体的な内容となっているか	×2	10
	⑤ 類似事業の取組実績があるか(実績がない場合は、配点は0とする)	×4	20
価格妥当性	⑥ 経費の削減に配慮されているなど、価格の低減に努めているか	無し	10
⑦ 県内に本店を有する事業者である		無し	1
⑧ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録を受けている		無し	1
⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている		無し	1
⑩ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている		無し	1
⑪ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当している ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している		無し	1
⑫ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている		無し	1
⑬ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている ・ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証 ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		無し	1
合計			107

(2) 審査結果の通知

資格審査およびプレゼンテーション審査の参加者全員に文書で通知する。

### (3) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土日・祝日を除く)に書面(任意の様式)により、当会議に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当会議は、説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土日・祝日を除く)に、当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 8 契約の締結

プレゼンテーション審査で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、当会議と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で提案された条件を付す、変更する場合があるので十分に留意されたい。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

## 9 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 企画提案書等に必要な事項がすべて記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (4) プレゼンテーション審査会場への追加資料の持ち込みは認めない。
- (5) 委託料の支払いは、精算払いとする。
- (6) 提出された企画内容については、協議の上、変更することができるものとする。

## 11 書類の提出先および問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県農業会議

〒520-0807 大津市松本一丁目 2 番 20 号 滋賀県農業教育情報センター2階

電話:077-523-2439 FAX:077-524-0245

メールアドレス:shiganou@nca.or.jp